

2005年農林業センサス要領

平成16年5月

農林水産省大臣官房統計部

目 次

平成16年 5月24日付け16統計第205号
農林水産省大臣官房統計部長通知

第 1 章	総則	
第 1	目的	1
第 2	根拠法規	1
第 3	定義	1
第 4	調査の種類	2
第 5	調査期日	2
第 6	調査の機構	2
第 7	統計調査員	2
第 8	実地調査	3
第 9	個人情報の保護及び調査票等の管理	3
第 2 章	調査の準備	
第 1	農業集落の区域の認定及び調査区の設定	5
第 2	農林業経営体調査客体候補名簿の作成	6
第 3	農山村地域の認定	7
第 3 章	農林業経営体調査	
第 1	調査客体	8
第 2	調査事項	8
第 3	調査方法	8
第 4	調査の実施	8
第 5	集計事項	9
第 6	審査、集計及び報告	9
第 7	全国結果表等の作成等	10
第 4 章	農山村地域調査	
第 1	調査客体	11
第 2	調査事項	11
第 3	調査方法	11
第 4	調査の実施	11
第 5	集計事項	11
第 6	審査、収録及び報告	12
第 7	全国結果表等の作成等	12

第5章 結果の公表及び関係書類等の保存

第1 結果の公表	13
第2 関係書類等の保存	13

第6章 補則

第1 調査票等の使用	14
第2 磁気テープの複製、保存及び使用	14

〔付〕様式・調査票等

様式

〔農林業経営体調査様式〕

市区町村分割地図	〔様式1号〕
農業集落及び調査区新旧対照表	〔様式2号〕
農業集落及び調査区数報告表	〔様式3号〕
任意表章単位設定表	〔様式4号〕
基本指標修正入力表Ⅰ（農業集落及び調査区変更用）	〔様式5号〕
基本指標修正入力表Ⅱ（市区町村及び旧市区町村変更用）	〔様式6号〕
市区町村の農林業経営体数報告表	〔様式7号〕
都道府県の農林業経営体数報告表	〔様式8号〕

〔農山村地域調査様式〕

農山村地域認定一覧表	〔様式地1号〕
農山村地域修正報告表	〔様式地2号〕
農業集落整理表	〔様式地3号〕
農業集落数報告表	〔様式地4号〕

調査票等

農林業経営体調査票都府県用（沖縄県を除く）

農林業経営体調査票北海道用

農林業経営体調査票沖縄県用

農山村地域調査票市区町村用

農山村地域調査票農業集落用

農林業経営体調査客体候補名簿

第1章 総則

第1 目的

2005年農林業センサス（以下「調査」という。）は、平成17年を調査年とする農林業センサス（指定統計第26号）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

第2 根拠法規

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成16年5月20日農林水産省告示第1071号）に基づき、指定統計第26号として実施する。

第3 定義

この調査における定義は、以下のとおりとする。

- 1 「農業」とは、耕種、養畜（養きん及び養ほうを含む。）又は養蚕の事業をいう。
- 2 「農林業経営体」とは、次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
 - （1）経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
 - （2）農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が別表1で定める規模以上の農業
 - （3）権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）
 - （4）農作業の受託の事業
 - （5）委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業
- 3 「農家」とは、次のいずれかに該当する農業を行う世帯をいう。
 - （1）経営耕地面積が10アール以上の規模の農業
 - （2）調査期日（第5による調査期日をいう。以下同じ。）前1年間における農業生産物の総販売額が15万円以上の規模の農業
- 4 「農業集落」とは、市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう。
- 5 「林家」とは、保有山林の面積が1ヘクタール以上の世帯をいう。
- 6 「農山村地域」とは、その地域内において共通の自然的及び経済的な立地条件の下に農業又は林業が行われると認められる地域として、第2章の第3の1により認定されたものをいう。
- 7 「旧市区町村」とは、昭和25年2月1日現在の市区町村をいう。

第4 調査の種類

調査は、農林業経営体調査及び農山村地域調査とする。

第5 調査期日

調査は、平成17年2月1日現在によって行う。ただし、沖縄県にあっては、平成16年12月1日現在によって行う。

第6 調査の機構

1 農林業経営体調査

(1) 農林業経営体調査は、農林水産省大臣官房統計部（以下「統計部」という。）、都道府県及び市区町村を通じて実施する。

この際、農林業経営体調査に関する事務（以下「経営体調査事務」という。）は、統計部長、都道府県知事（以下「知事」という。）及び市区町村長が行い、知事は、市区町村長が行う経営体調査事務の実施について、市区町村長を指揮監督する。

(2) 地方統計組織は、農林業経営体調査の円滑な実施に資するため、都道府県及び市区町村に対して支援する。

この場合において、地方統計組織に関する組織は2の(1)～(5)に掲げるものとする。

2 農山村地域調査

農山村地域調査は、統計部及び地方統計組織を通じて実施する。

この場合において、地方統計組織に関する組織は次に掲げるものとする。

(1) 「地域課」とは、農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号。以下「組織規則」という。）第286条の5に規定する地方農政局取りまとめ統計・情報センター（以下「地方農政局取りまとめセンター」という。）の地域課及び組織規則第303条に規定する北海道取りまとめ統計・情報センター（以下「北海道取りまとめセンター」という。）の地域課をいう。

(2) 「センター」とは、地方農政局統計・情報センター（地方農政局取りまとめセンターを除く。）、北海道統計・情報事務所統計・情報センター（北海道取りまとめセンターを除く。）及び沖縄総合事務局統計・情報センターをいい、地域課を含む。

(3) 「取りまとめセンター」とは、地方農政局取りまとめセンター及び北海道取りまとめセンターをいう。

(4) 「農政局」とは、地方農政局、北海道統計・情報事務所及び沖縄総合事務局をいう。

(5) 「取りまとめセンター等」とは、取りまとめセンター及び農政局をいう。

第7 統計調査員

1 統計調査員の設置及び任命

(1) 経営体調査事務に従事させるため、統計法第12条第1項に規定する統計調査員として、2005年農林業センサス指導員（以下「指導員」という。）及び2005年農林業センサス調査員（以下「調査員」という。）を都道府県に設置する。

(2) 指導員及び調査員は、統計部長が別途定めるところにより、知事が任命し、市区町村長の指揮監督を受けるものとする。

(3)(1)で設置される指導員及び調査員は、2の事務を適正に執行する能力を有する者（次に掲げる者を除く。）とする。

ア 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員又は地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税吏員

イ 警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項に規定する警察官又は同法第55条第1項に規定する警察官

ウ 選挙事務に直接関係する者

(4)知事は、指導員及び調査員を設置したときは、統計部長が別途定める様式により、当該指導員及び調査員に関する総数、男女別、年齢別及び属性別の数並びに統計調査員としての経験の有無を市区町村長に通知するとともに、統計部長に報告する。

2 統計調査員の任務

(1)指導員は、市区町村長の調査実施上の指導を受けて、調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附随する事務を行う。

(2)調査員は、市区町村長から指定された調査区（以下「担当調査区」という。）を担当し、市区町村長の調査実施上の指導及び指導員の指導を受けて、担当調査区内にある農林業経営体に係る調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附随する事務を行う。

3 統計調査員の身分を示す証票

指導員及び調査員は、その事務を行うときは、統計部長が別途定めるところにより交付された農林業センサス指導員証又は農林業センサス調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

第8 実地調査

農林水産大臣は、統計法第13条の規定に基づく立入検査等の権限を行使する者に対し、あらかじめその職務を示す証票を交付する。

第9 個人情報の保護及び調査票等の管理

国が実施する統計調査については、個人情報の保護を図るため、秘密の保護及び調査票等の適切な管理について統計法に規定されている。

このため、調査客体の秘密の保護に当たっては、調査票等の管理を厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た調査客体に関するすべての事項についても秘密の保護が図られるよう適切に取り扱うこととする。

<参考>

統計法（昭和22年法律第18号）（抜粋）

（秘密の保護）

第14条 指定統計調査、第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（以下「届出統計調査」という。）及び統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集（以下「報告徴集」という。）の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければ

ならない。

第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

第15条の2 何人も、届出統計調査（地方公共団体が行うものを除く。次条において同じ。）によつて集められた調査票及び報告徴集によつて得られた統計報告（統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）を、統計上の目的以外に使用してはならない。

（調査票等の管理）

第15条の3 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によつて集められた調査票、報告徴集によつて得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第19条の2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在つた者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

② 前項に掲げる者が、総務大臣の承認を得た場合のほか集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを十万円以下の罰金に処する。

③ 職務上前2項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であつた者が、前2項の行為をしたときもまた当該各項の例による。

第2章 調査の準備

第1 農業集落の区域の認定及び調査区の設定

1 農業集落の区域の認定及び調査区の設定の目的

- (1) 知事は、農業集落の区域を農山村地域調査の調査単位とするとともに、農林業経営体調査の集計結果の表章単位として平成16年8月1日現在で認定し、調査区を調査員の受持ち区域、すなわち一人の調査員が調査を円滑に行うのに適当と認められる範囲として平成16年8月1日現在で設定する。
- (2) 市区町村長は、農業集落及び調査区の境界を地図で明確に示すことにより、調査員が担当調査区の範囲を誤りなく事務を行うことができるよう、市区町村分割地図（様式1号）（以下「分割地図」という。）の案を作成し、知事は、当該分割地図を完成させる。

2 農業集落の区域の認定及び調査区の設定の作業

(1) 調査用の農業集落及び調査区新旧対照表のリストの送付

ア 統計部長は、2000年世界農林業センサス（以下「2000年センサス」という。）結果を基に、調査用の農業集落及び調査区新旧対照表（様式2号）（以下「調査用新旧対照表」という。）を作成し、平成16年7月中旬までに知事に送付する。

イ 知事は、送付された調査用新旧対照表を遅滞なく市区町村長に送付する。

(2) 調査用新旧対照表の確認

市区町村長は、知事から送付された調査用新旧対照表と、市区町村長が保存している2000年センサス用新旧対照表を照合し、必要に応じ調査用新旧対照表の表中にある2000年センサス欄を補正する。

(3) 原案の作成

ア 市区町村長は、(2)により確認した調査用新旧対照表、センター長から提供された情報、農業集落の代表者等からの情報収集などにより、調査における農業集落の区域の検討を行い、農業集落の区域の認定原案として、調査用新旧対照表の2005年センサス欄を記入する。

イ 更に、市区町村長は調査区についての検討を行い、調査区の設定原案として、農業集落と同様に調査用新旧対照表の2005年センサス欄を記入する。

(4) センター長との協議

市区町村長は、(3)で作成した調査用新旧対照表の内容をセンター長と協議する。

(5) 案の決定

市区町村長は、(4)によるセンター長との協議結果を踏まえ、農業集落の区域の認定案及び調査区の設定案を決定し、調査用新旧対照表の案3部を作成する。

(6) 知事への提出

市区町村長は(5)で作成した調査用新旧対照表の案を基に、分割地図の案3部と農業集落及び調査区数報告表（様式3号）（以下「報告表」という。）の案2部を作成し、調査用新旧対照表の案2部、分割地図の案2部及び報告表の案1部を平成16年9月10日までに知事に提出する。

(7) 農業集落の区域の認定及び調査区の設定

ア 知事は、取りまとめセンター長等（北海道にあっては、北海道統計・情報事務所長）と調査用新旧対照表の案、分割地図の案及び報告表の案の内容を協議し、調査における農業集落の区域の認定及び調査区の設定を行い、調査用新旧対照表２部、分割地図２部及び報告表１部を完成させる。

イ 知事は、市区町村長が農林業経営体調査の結果を利用する上で必要があると認めるときは、当該調査結果の任意の表章単位となる地域（以下「任意表章単位」という。）を設定することができる。この場合における設定は、市区町村長が任意表章単位設定表（様式４号）（以下「設定表」という。）の案を作成し、知事が決定することによる。

（８）通知等

知事は、平成16年９月30日までに（７）の決定内容を当該市区町村長に通知するとともに、完成した調査用新旧対照表１部、分割地図１部、報告表の写し１部及び設定表１部を取りまとめセンター長等（北海道にあっては、北海道統計・情報事務所長）に送付する。

（９）関係書類の統計部長への提出

知事は、（７）で完成した調査用新旧対照表を基に、基本指標修正入力表Ⅰ（様式５号）（以下「入力表Ⅰ」という。）及び基本指標修正入力表Ⅱ（様式６号）（以下「入力表Ⅱ」という。）を作成し、平成16年９月30日までに入力表Ⅰ、入力表Ⅱ、報告表及び設定表の写し各１部を統計部長に提出する。

第２ 農林業経営体調査客体候補名簿の作成

- １ 統計部長は、2000年世界農林業センサス要綱（平成11年５月26日付け11統第481号（構）農林水産事務次官依命通知）第18の第３項の規定により作成された世帯用照査表を収録した磁気テープ、同要綱第20の第２項の規定により作成された農家以外の農業事業体用照査表を収録した磁気テープ、同要綱第27の第１項の規定により作成された農業サービス事業体用照査表を収録した磁気テープ、同要綱第42の第２項の規定により作成された林家以外の林業事業体用照査表を収録した磁気テープ及び同要綱第49の第１項の規定により作成された林業サービス事業体等用照査表を収録した磁気テープを使用して、農林業経営体調査客体候補名簿（以下「調査客体候補名簿」という。）及び調査客体候補名簿を収録した磁気テープを作成するとともに、調査客体候補名簿を収録した磁気テープにあっては知事に、調査客体候補名簿にあっては取りまとめセンター長等に送付する。
- ２ 取りまとめセンター長等は、１により送付された調査客体候補名簿をセンター長に補正させ、補正済みの調査客体候補名簿を知事に送付する。

ただし、北海道取りまとめセンター長にあっては、当該補正済みの調査客体候補名簿を北海道統計・情報事務所長にその定める期日までに提出し、北海道統計・情報事務所長が取りまとめの上、知事に送付する。
- ３ 知事は、２により送付された補正済みの調査客体候補名簿を市区町村長に送付する。
- ４ 市区町村長は、３により送付された調査客体候補名簿、その他必要と認められる資料に基づき、農林業経営体又は農家若しくは林家であって当該市区町村の区域内に住所を有するものについて、平成16年12月１日（沖縄県にあっては平成16年11月１日）現在で、

調査客体候補名簿を作成する。

- 5 市区町村長は、調査期日までに調査客体の新たな出現を認めた時は、4により作成した調査客体候補名簿を補正する。
- 6 市区町村長は、調査期日現在で農林業経営体調査の結果により、4により作成した調査客体候補名簿を補正し、補正後の調査客体候補名簿の写し1部を知事にその定める期日までに提出する。

第3 農山村地域の認定

- 1 取りまとめセンター長等は、平成16年8月1日現在で、農業集落が存在すると認められる市区町村又は森林法（昭和26年法律第249号）第7条第1項で定められた森林計画区に含まれる市区町村の区域を農山村地域として認定する。

ただし、平成16年8月1日から調査期日までの間に市区町村の合併が行われる場合には、調査期日において農業集落が存在すると認められる市区町村又は森林法第7条第1項で定められた森林計画区に含まれる市区町村の区域を農山村地域として認定する。
- 2 取りまとめセンター長等は、1により農山村地域の認定を完了したときは、農山村地域認定一覧表（様式地1号）3部を作成し、そのうちの1部を平成16年9月30日までに統計部長に提出するとともに、センター長（地域課長を除く。）に送付する。
- 3 取りまとめセンター長等は、1により認定した農山村地域の区域について、調査期日までの間にやむを得ず変更する必要があるときは、統計部長と協議の上、遅滞なく農山村地域修正報告表（様式地2号）3部を作成し、そのうちの1部を統計部長に提出するとともに、センター長（地域課長を除く。）に送付する。

第3章 農林業経営体調査

第1 調査客体

農林業経営体調査は、すべての農林業経営体のうち、試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体以外の農林業経営体であって、第1章の第3の2の(3)の事業を行う農林業経営体にあつては次の(1)に該当するもの、第1章の第3の2の(5)の事業のうち委託を受けて行う素材生産又は立木を購入して行う素材生産に係るもの（以下「素材生産業」という。）を行う農林業経営体にあつては次の(2)に該当するものについて行う。

- (1) 森林法第11条第4項の認定に係る森林施業計画（第1章の第5の調査年を含むものに限る。）に従つて施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者
- (2) 素材生産業により調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材を生産した者

第2 調査事項

- 1 農林業経営体調査は、次に掲げる事項について行う。
 - (1) 経営の態様（世帯である農林業経営体にあつては、経営の態様及び世帯員の状態）
 - (2) 農業労働及び林業労働
 - (3) 耕地（当該農林業経営体が所有する耕地で当該農林業経営体以外の者が行う農業の用に供されているものを含む。以下同じ。）及びその他の土地（当該農林業経営体が権原に基づいて使用するものに限る。以下同じ。）
 - (4) 家畜（家きん及びみつばちを含む。以下同じ。）及び蚕
 - (5) 農業用の機械及び施設
 - (6) 農産生産物
 - (7) 農作業
 - (8) 山林（保有山林以外の所有山林を含む。以下同じ。）
 - (9) 育林及び素材生産
 - (10) その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項
- 2 1の調査事項の細目は、農林業経営体調査票都府県用（沖縄県を除く）、農林業経営体調査票北海道用及び農林業経営体調査票沖縄県用（以下「経営体調査票」と総称する。）に記載するところによる。

第3 調査方法

農林業経営体調査は、第1で定める農林業経営体に対して第2の2の経営体調査票を配布して行う自計申告調査の方法によって行う。

第4 調査の実施

- 1 調査員は、担当調査区内の農林業経営体について第2の2の経営体調査票を配布し、調査客体により作成された経営体調査票を取りまとめ、市区町村長が定める期日までに指導員に提出する。

- 2 指導員は、1により提出された経営体調査票を審査し、不備な点を認めたときは、調査員に再調査を行わせることにより補正し、市区町村長にその定める期日までに提出する。
- 3 市区町村長は、2により提出された経営体調査票を審査し、不備な点を認めたときは調査員に再調査を行わせることにより補正する。
- 4 調査員、指導員、市区町村長及び知事は、1から3及び第6の1により提出された経営体調査票の全部又は一部を紛失、滅失、又はき損した場合は、速やかに再調査を行い、又は行わせなければならない。

第5 集計事項

- 1 農林業経営体調査は、次に掲げる事項について集計する。
 - (1) 経営の態様（世帯である農林業経営体にあつては、経営の態様及び世帯員の状態）
 - (2) 農業労働及び林業労働
 - (3) 耕地及びその他の土地
 - (4) 家畜及び蚕
 - (5) 農業用の機械及び施設
 - (6) 農産物
 - (7) 農作業
 - (8) 山林
 - (9) 育林及び素材生産
 - (10) その他農林業経営体の現況を明らかにするために必要な事項
- 2 1の集計事項の細目は、別表2に記載するところによる。

第6 審査、集計及び報告

- 1 市区町村長は、第4の2により提出された経営体調査票に基づき、市区町村の農林業経営体数報告表（様式7号）2部を作成し、そのうちの1部及び第4の3の経営体調査票を知事にその定める期日までに提出する。
- 2 知事は、1により提出された市区町村の農林業経営体数報告表に基づき、別表3に定めるところにより、都道府県の農林業経営体数報告表（様式8号）2部を作成し、そのうちの1部を平成17年6月15日までに統計部長に提出する。
- 3 知事は、第2章の第2の6により提出された調査客体候補名簿及び1により提出された経営体調査票を審査し、統計部長が別途送付するプログラムに従って、統計部長と協議の上、電算処理を行い、別表3に定めるところにより、調査客体候補名簿（別表3に定める1）、農林業経営体名簿（別表3に定める2）、一覧表（別表3に定める4及び5）、結果表（別表3に定める3、6及び7）（以下「経営体結果表等」と総称する。）並びに経営体調査票及び経営体結果表等を収録した磁気テープ（別表3に定める8から15）を作成し、統計部長に提出するとともに、取りまとめセンター長等又は市区町村長に送付する。この場合における農林業経営体名簿、一覧表及び結果表の様式は、統計部長が別途定める。
- 4 知事は、統計部長が別途定めるところにより、3の電算処理を第三者に行わせることができる。

- 5 3の経営体調査票及び経営体結果表等を収録した磁気テープは、統計部長が定める種類の電子計算機に直接入力することができるものとする。
- 6 知事は、1により提出された経営体調査票を、平成17年9月10日までに当該提出をした市区町村長に送付する。

第7 全国結果表等の作成等

統計部長は、第6の3により提出された経営体結果表等並びに経営体調査票及び経営体結果表等を収録した磁気テープに基づき、農林業経営体調査に係る全数集計又は抽出集計の全国結果表及びこれを収録した磁気テープを作成する。

第4章 農山村地域調査

第1 調査客体

農山村地域調査は、すべての農山村地域について行う。

第2 調査事項

1 農山村地域調査は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 農山村地域の自然的及び社会経済的な立地条件
- (2) 農山村地域の林野の構成
- (3) 農山村地域における森林の公益的機能の維持増進を図るための取組の状況
- (4) 農業集落における土地及びその利用状況
- (5) その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

2 1の調査事項の細目は、農山村地域調査票市区町村用及び農山村地域調査票農業集落用（以下「地域調査票」と総称する。）に記載するところによる。

第3 調査方法

農山村地域調査は、国の機関、市区町村、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）、森林組合及び地域の実情に精通する者に対するセンター及び取りまとめセンター等の職員による面接調査の方法並びに林野庁及び市町村の関係書類を活用する方法によって行う。

第4 調査の実施

センター長は、第2章の第3の1により認定された農山村地域に該当する市区町村について調査を行い、第2の2の地域調査票を作成する。

センター長又は取りまとめセンター長等は、市区町村で把握できない事項があった場合には、国の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、森林組合及び地域の実情に精通する者に対して調査を行い、地域調査票を作成する。

第5 集計事項

1 農山村地域調査は、次に掲げる事項について集計する。

- (1) 農山村地域の自然的及び社会経済的な立地条件
- (2) 農山村地域の林野の構成
- (3) 農山村地域における森林の公益的機能の維持増進を図るための取組の状況
- (4) 農業集落における土地及びその利用状況
- (5) その他農山村地域の現況を明らかにするために必要な事項

2 1の集計事項の細目は、別表2に記載するところによる。

第6 審査、収録及び報告

- 1 センター長（地域課長を除く。）は、第4により作成した地域調査票を審査し、統計部長が別途送付するプログラムに従って電算処理を行い、地域調査票を収録した磁気データを作成するとともに、農業集落整理表（様式地3号）及び農業集落数報告表（様式地4号）各2部を作成し、そのうちの各1部並びに地域調査票及び地域調査票を収録した磁気データを取りまとめセンター長等にその定める期日までに提出する。
- 2 地域課長は、第4により作成した地域調査票を審査し、統計部長が別途送付するプログラムに従って電算処理を行い、地域調査票を収録した磁気データを作成するとともに、農業集落整理表及び農業集落数報告表各2部を作成する。
- 3 取りまとめセンター長等は、1により提出された地域調査票、農業集落整理表、農業集落数報告表及び地域調査票を収録した磁気データ、2により審査された地域調査票並びに2により作成された農業集落整理表、農業集落数報告表及び地域調査票を収録した磁気データを審査し、不備な点を認めたときはセンター長に再調査を行わせることにより補正し、これに基づき農業集落整理表及び農業集落数報告表各2部を作成し、そのうちの農業集落整理表1部については平成17年3月31日までに、農業集落数報告表1部及び地域調査票を収録した磁気データについては平成17年5月20日までに統計部長に提出する。

第7 全国結果表等の作成等

- 1 統計部長は、第6の3により提出された農業集落数報告表及び地域調査票を収録した磁気データに基づき、農山村地域調査に係る全国結果表、都道府県結果表及び新旧市区町村別一覧表（以下「地域結果表等」と総称する。）並びに地域調査票及び地域結果表等を収録した磁気テープを作成する。
- 2 統計部長は、第3章の第6の3により作成された農林業経営体調査農業集落別一覧表を収録した磁気テープ、1により作成した地域調査票を収録した磁気テープ、1995年農業センサス要綱（平成6年6月24日付け6統第465号（動）農林水産事務次官依命通知）第19の第2項の規定により作成された農業集落カードを収録した磁気テープ及び2000年世界農林業センサス要綱第34の第2項の規定により作成された農業集落カードを収録した磁気テープに基づき、これらを農業集落別に整理したデータ（以下「地域データベース用データ」という。）を収録した磁気テープを作成するとともに、農業集落類型別全国結果表及び農業集落類型別都道府県結果表並びにこれらを収録した磁気テープを作成する。
- 3 統計部長は、2により作成した地域データベース用データを収録した磁気テープによる農林業センサス結果に加え、他の統計調査結果、行政記録、各種地図情報等を市区町村別、農業集落別に集約し、これらのデータの一体的利用が可能となる「地域データベース」を作成する。
- 4 統計部長は、1により作成した農山村地域調査に係る都道府県結果表及び新旧市区町村別一覧表並びに2により作成した農業集落類型別都道府県結果表各1部を取りまとめセンター長等に送付する。

第5章 結果の公表及び関係書類等の保存

第1 結果の公表

- 1 統計部長は、第3章の第7により作成した全数集計の全国結果表並びに第4章の第7の1及び2により作成した全国結果表の概要については、平成17年11月30日までに公表し、それらの詳細及び第3章の第7により作成した抽出集計の全国結果表については逐次、刊行物として公表する。
- 2 統計部長は、第4章の第7の3により作成した地域データベースについて、データベース化したものを紙面又は電子計算機の映像面に表示し、これを公衆の閲覧に供する方法により公表する。
- 3 知事は、第3章の第6の3により統計部長に一覧表及び結果表を提出した後に、統計部長に公表内容を通知した上で、その全部又は一部を刊行物により公表することができる。この場合において、知事は、その公表後速やかに、その刊行物3部を統計部長に提出する。
- 4 市区町村長は、知事に公表内容を通知した上で、第3章の第6の3により送付された一覧表及び結果表の全部又は一部を、刊行物により公表することができる。この場合において、市区町村長は、その公表後速やかにその刊行物5部を知事に送付する。
- 5 知事は、4により送付された刊行物のうちの1部を、遅滞なく統計部長に提出する。
- 6 取りまとめセンター長等は、統計部長の承認を得て、第4章の第7の4により送付された都道府県結果表及び新旧市区町村別一覧表の全部又は一部を、刊行物により公表することができる。この場合において、取りまとめセンター長等は、その公表後速やかに、その刊行物3部を統計部長に提出する。
- 7 センター長（地域課長を除く。）は、取りまとめセンター長等の承認を得て、第4章の第7の4により送付された新旧市区町村別一覧表の全部又は一部を、刊行物により公表することができる。この場合において、センター長は、その公表後速やかに、その刊行物5部を取りまとめセンター長等に提出する。
- 8 取りまとめセンター長等は、7により提出された刊行物のうちの1部を、遅滞なく統計部長に提出する。
- 9 統計部長は、第2章の第6の3の調査客体候補名簿を収録した磁気テープを使用して、集計し、その結果を公表することができる。

第2 関係書類等の保存

- 1 関係書類等の保存は、別表4に掲げるところによる。
- 2 1の関係書類等の保存期間の始期は、平成18年1月1日とする。
- 3 知事は、調査期日から2年を経過した後において、市区町村長に代わって、経営体調査票を保存することができる。この場合における知事の当該調査票の保存期間は、当該市区町村長が当該調査票を保存すべき期間の残存期間とする。

第6章 補則

第1 調査票等の使用

- 1 統計部、農林水産省大臣官房情報課及び地方統計組織の職員並びに都道府県の統計主管課の職員及び市区町村の農林業センサスの事務を主管する課の職員（以下「使用者」という。）は、農林業に関する調査客体の選定及び農林業に関する統計資料の作成を行うことを目的として、次に掲げるものを使用することができる。

ただし、使用者の属する機関が管轄する地域及び範囲に限る。

- (1) 第2章の第2の6の調査客体候補名簿及び第3章の第6の3の調査客体候補名簿を収録した磁気テープ（第2の1により複製したものを含む。）
 - (2) 第3章の第6の3の農林業経営体名簿及び農林業経営体名簿を収録した磁気テープ（第2の1により複製したものを含む。）
 - (3) 経営体調査票及び第3章の第6の3の経営体調査票を収録した磁気テープ（第2の1により複製したものを含む。）
 - (4) 地域調査票及び第4章の第7の1の地域調査票を収録した磁気テープ
- 2 1の調査客体候補名簿、農林業経営体名簿、調査票及びこれらを収録した磁気テープの使用者は、統計部長が別途定めるところにより、使用前に使用目的、使用範囲、使用方法、使用期間、使用場所及び使用後の処置について、統計部長に届け出なければならない。ただし、統計部長が当該事項に関し指示したところに従って使用した場合は、この限りではない。

第2 磁気テープの複製、保存及び使用

- 1 知事は、統計部長の承認を得て、農林業経営体調査農業集落別一覧表、農林業経営体調査市区町村別一覧表、農林業経営体調査市区町村別結果表及び農林業経営体調査都道府県別結果表を収録した磁気テープを複製若しくは保存し、当該複製若しくは保存に係る磁気テープを使用し、又は農林業経営体調査票、農林業経営体名簿及び調査客体候補名簿を収録した磁気テープを複製し若しくは保存することができる。
- 2 知事は、1の磁気テープを複製若しくは保存する場合は、統計部長が別途定めるところにより、第3章の第6の3の電算処理後遅滞なく統計部長に届け出なければならない。
- 3 知事は、1により磁気テープを使用する場合は、第1の2に準じて統計部長に届け出なければならない。